

# 7月31日(金)は 国民健康保険税 第1期の納期限です! 後期高齢者医療保険料

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は、金融機関に加え、コンビニエンスストアでも納付できます。バーコードの記載のない納付書はコンビニエンスストアではご利用になれませんのでご注意ください。



## 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

国民健康保険に加入している方、後期高齢者医療保険に加入されている方は、納期限までの納付ご協力をお願いします。国民健康保険税・後期高齢者医療保険料に関するご相談、お問合せにつきましては、国民健康保険課までお気軽にご連絡ください。納期限までに納付しない場合、督促手数料および延滞金が加算されますのでお早目の納付をお願いします。

※平成27年度の申告はお済みでしょうか。  
まだの世帯は、軽減や算定等で不利益になる場合があります！

### [ 相談内容 ]

- ・納付書を無くしたので、再発行してほしい。
- ・口座振替の手続きをしたい
- ・督促状、催告書が届いたが・・・
- ・納付について相談したい
- ・保険証の切り替えがただけど・・・



## カンタン便利な口座振替を!

口座振替にすると、指定された口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れの心配がなくなり、納期のたびに金融機関などに行く手間も省け、忙しい方や不在がちな方に大変便利です。また、口座振替を一度お手続き頂くと、翌年度以降も自動的に継続されますので、簡単・安心・便利な口座振替をご利用ください。

### ○お手続き方法

納税通知書・預金通帳・通帳の届け出印を持って、口座のある指定の金融機関または国民健康保険課窓口にてお申込みください。※お申込みから振替開始まで1カ月程かかります。

問合せ：国民健康保険課 保険税係 ☎893-4411 内線 141～145  
後期高齢者医療係 ☎893-4411 内線 146

## 「限度額適用認定証」 「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

現在、「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けている方は、7月31日までしか使用できません。8月1日以降も引き続き適用を受けるためには、再度更新の申請が必要です。7月1日から更新の申請を受け付けておりますので、8月末日までに更新をお願いします。

申請に  
必要なもの

- 限度額適用認定証
- 被保険者証
- 限度額適用・標準負担額減額認定証(お持ちの方)
- 印鑑



問合せ：国民健康保険課 給付係 ☎893-4411 内線 138・158